＝　川越町から転出される方へ　＝

当町に在住中は、町政運営の発展にご協力いただき誠にありがとうございました。

・新しい住所に住み始めた日から、**１４日以内に新しい住所地で転入届**をしてください。
　（１４日以内に転入届を行わないと、過料を課せられる場合があります。）
・転出日又は転出予定日から、川越町の住民登録が消除したものとして取り扱われます。
　（転出予定日以前に転入届を行った場合は転入日から消除されます。）
・転入時のお手続きには、**「転出証明書と本人確認書類、マイナンバーカード（お持ちの方全員分）」**をご持参ください。

☆　転出時の手続き一覧ですので、必要なお手続きをご確認ください。

ﾁｪｯｸ欄	手続き			担当窓口	新住所地でのお手続き
	マイナンバーカードをお持ちの方		転出時に窓口へカードをご提示ください。 特例転出の手続きを行います。	町民保険課 （役場庁舎２階） ℡ 366-7115	転入時にカードを持参し継続手続きをしてください。 ・**カード保有者全員分の手続きが必要です。** （※１裏面参照） ・**カードの暗証番号の入力**が必要です。 ***●通知カードは令和2年5月25日に廃止されたため、新住所地で住所変更手続きはできません。***
	国民健康保険に加入している方		『資格確認証』等をご持参のうえ、資格喪失の手続きをしてください。		改めて加入の手続きをしてください。
	後期高齢者医療に加入している方		『資格確認証』等をご持参のうえ、資格喪失の手続きをしてください。県外へ転出する方には、『負担区分等証明書』をお渡しします。		加入の手続をしてください。県外へ転入される方は、お渡しした『負担区分等証明書』を持参し手続をしてください。
	印鑑登録をしている方		転出（予定）日をもって廃止となります。 かわごえタウンカードをご返却ください。		必要な方は、改めて印鑑登録の手続きをしてください。
	国民年金に加入している方		川越町での手続きはありません。		原則、新住所地で手続きの必要はありません。
	児童手当・児童扶養手当を受けている方		児童手当消滅の手続きをしてください。 （新住所地で所得課税証明書が必要な場合があります）	子ども家庭課 （役場庁舎２階） ℡366－7130	改めて手続きをしてください。詳しくは新住所地の担当課へお問い合わせください。
	子ども・一人親家庭の医療制度を受けている方		『資格証』等をご持参のうえ、資格喪失の手続きをしてください。 （新住所地で所得課税証明書が必要な場合があります）		改めて手続きをしてください。詳しくは、新住所地の担当課へお問い合わせください。
	幼稚園・保育所に通っているお子様がいる場合		入所している保育所、幼稚園にて、退園の手続きをしてください。		入所（園）する場合は、手続きをしてください。事前に保育所や担当課へお問い合わせください。
	介護保険について	６５歳以上の方	『被保険者証』をご持参のうえ、資格喪失の手続きをしてください。	福祉課 （役場庁舎２階） ℡ 366-7116	改めて加入手続きをしてください。
		介護認定中の方	『被保険者証』をご持参のうえ、資格喪失の手続きをしてください。『受給資格証明書』をお渡しします。		『受給資格証明書』をご持参のうえ、新住所地で認定手続きをしてください。
		保険者が他市町村の方	住所地特例により、保険者の市町村で手続きが必要になりますので、連絡してください。		保険者の市町村と新住所地の担当課にて改めて手続きをしてください。
	障害者の医療制度を受けている方		『資格証』等をご持参のうえ、資格喪失の手続きをしてください。 （新住所地で所得課税証明書が必要な場合があります）		改めて手続きをしてください。詳しくは、新住所地の担当課へお問い合わせください。

＊裏面もご覧ください

ﾁｪｯｸ欄	手続き		担当窓口	新住所地での手続き
	水道使用者	水道の閉栓等の手続をしてください。 (3階建て以上の集合住宅にお住まいの方は必要ありません。) 東海メンテナンス㈱（TEL059-364-4310,FAX059-364-8154)まで閉栓依頼してください。	上下水道課 （役場庁舎３階） ℡ 366-7118	新住所地の水道担当課へお問い合わせください。
	小中学校に通う年齢のお子様がいる場合	学校教育課で転校の手続きをしてください。	学校教育課 （役場庁舎３階） ℡ 366-7121	入（転）学の手続きをしてください。事前に新住所地の教育委員会へご連絡ください。
	原付自転車（125ｃｃ以下のバイク）・小型特殊自動車・ミニカーをお持ちの方	廃車手続きをしてください。	税務課 （役場庁舎２階） ℡ 366-7114	新住所地で、登録の手続きをしてください。
	軽四輪自動車・軽二輪・小型二輪をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。		新住所地の管轄する運輸支局・軽自動車検査協会で手続きをしてください（※２下記参照）。
	防災行政無線個別受信機の貸与を受けている方	本体を防災安全課に返却し、返還届出書を提出してください。	防災安全課 （役場庁舎３階） ℡366-7120	
	ごみについて	引越しの際の大量のごみや粗大ごみは、クリーンセンターへ有料で持ち込むことができます。	生活環境課 （役場庁舎３階） ℡ 366-7163	

※１ マイナンバーカードの継続手続きについて

転出証明書に記載されている**転出予定日から３０日以内または、転入日から１４日以内のいずれか早い日までに転入届**を行ってください。転入届の際にカードを忘れた場合は、**転入届の日から９０日以内に新しい住所地でカード継続利用の手続きを行ってください。**

※**期間内に転入届と継続利用の手続きをされない場合、カードは失効となり、転入届時に返納していただく**こととなりますので、ご注意ください。

※手続きには、カード保有者全員分のカードと暗証番号（４ケタ）の入力が必要となります。

※２ 参考（三重県の場合の手続き先）

・軽四輪自動車（軽自動車検査協会０５０－３８１６－１７７９）

・軽二輪・小型二輪（三重運輸支局０５０－５５４０－２０５５）

〈転出証明書に記載してあることが変更になった場合〉

そのまま新住所地に提出し、変更事項を申し出て転入届をしてください。

〈転出証明書を紛失した場合〉

「本人確認書類」をご持参のうえ、町民保険課で再交付の届出をしてください。

〈都合により転出を取りやめた場合〉

「転出証明書・本人確認書類」をご持参のうえ、町民保険課で転出取消しの手続きをしてください。

川越町役場

〒510-8588　三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

開庁時間:午前9時00分～午後4時30分(土日祝日、年末年始を除く)

(注)開庁時間以外は、上記の手続きをお受けできません。